

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

#### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### ② 無形固定資産・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券

なし

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

なし

#### ③ 出資金

#### ア 市場価格のあるもの

なし

#### イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・定額法

なお、耐用年数は原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に従っており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～50年
工作物	6年～75年
物品	3年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・定額法

ソフトウェアについては、当町における見込み利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち田上町へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。

なお、区分が不明な場合は、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

③ 無償で取得した資産の評価方法

寄附等により無償で取得した資産については、再調達原価により評価しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

## 3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

- (3) 地方財政制度の大幅な改正  
なし
- (4) 重要な災害等の発生  
なし
- (5) その他の重要な後発事象  
なし

## 4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失保証債務負担の状況  
他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っています。  
会計年度末において現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。
  - ・ 県央土地開発公社田上町事務所 968,100 千円
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの  
なし
- (3) その他の重要な偶発債務  
なし

## 5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
  - ・一般会計
  - ・訪問看護事業特別会計
- ② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間（令和 2 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	10.1%
将来負担率	54.5%
- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
なし
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（一般会計）	202,757 千円
継続費（一般会計）	656,286 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却予定とされている公共財産（土地）	5,449 千円
--------------------	----------
- ② 減債基金に係る積立不足額  
なし
- ③ 基金借入額（繰替運用）の内容  
なし
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 4,281,547 千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア 一般会計等に係る地方債の現在高	4,433,242 千円
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	999 千円
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰越見込額	2,168,650 千円
エ 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	170,206 千円
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	896,697 千円
カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	0 千円
キ 連結実質赤字額	0 千円
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0 千円
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金	1,835,037 千円
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	0 千円
サ 地方債の償還等に要する経費として 基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	4,281,547 千円

⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で  
貸借対照表に計上されたリース債務金額 58,756 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項  
なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	377,420 千円
投資活動収支	△186,254 千円
基礎的財政収支	△191,166 千円

② 既存の決算情報との関連性

歳入歳出決算書	5,257,872 千円	4,738,858 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	44,019 千円	37,469 千円
繰越金に伴う差額	△140,562 千円	
資金収支計算書	5,161,329 千円	4,776,327 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（訪問看護事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	406,956 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	195,608 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	239,187 千円
減価償却費	△894,899 千円
賞与等引当金繰入額	△58,592 千円
退職手当引当金繰入額	△2,002 千円
徴収不能引当金繰入額	△695 千円
資産除売却益（損）	△256 千円

純資産変動計算書の本年度差額 △114,693 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一般会計	1,200,000 千円
訪問看護事業特別会計	10,000 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産および負債の額 8,173 千円